

筑波トランスパシフィックプログラム（TTPP）

2026年秋学期渡航分 交換留学生 募集要項

1. 趣旨

「筑波トランスパシフィックプログラム（TTPP）」は、地球規模課題の解決に向けて広く社会の安全・安心に貢献する中核的な人材の育成を目的に、中南米（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ、ブラジル）の連携大学との交換留学を実施する。

2. 募集情報

国名	留学先	プログラム派遣期間 (予定)	募集 人数	募集対象	使用言語
メキシコ	メキシコ大学院大学	2026年7～8月頃から 1学期（約半年）または 2学期（約1年）	若干名	正規課程 に在学中 の大学院 生・学群 生	スペイン語 及び英語
メキシコ	グアダラハラ大学				
コロンビア	ロスアンデス大学				
ペルー	カトリカ大学				
チリ	チリ大学				
ブラジル	サンパウロ大学				

3. 応募資格及び条件

(1) 留学期間中を通して、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者

なお、次の者は申請不可

- ・留学期間中に休学する者
- ・外国人留学生のうち国費外国人留学生
- ・ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生

(2) 留学先の指定する要件（語学要件やGPA等）を満たす者

※スチューデントサポートセンターのHP、留学先のHPやFACTSHEET等をよく確認すること

(3) 留学の目的及び計画（授業履修による単位取得等）が明確であり、留学による学習効果が自身の進路（将来への展望）につながると期待される者

(4) スペイン語又はポルトガル語の学習意欲のある者

(5) 本プログラムに基づく単位を留学先で取得し、本学において単位互換を行うこと

(6) 渡航・滞在中の事件や事故、災害、感染症に備えて下記の3つすべてを行うこと

- ① 海外渡航システム（TRIP）の作成
 - ② 海外安全危機管理サービス（OSSMA）への加入（費用は自己負担）
 - ③ 海外旅行保険（留学に対応しているもの）への加入（費用は自己負担）
- (7) 留学中に「国際協働パートナーシップ演習（中南米）」を履修すること

4. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 申請書
 - ② 語学能力試験の証明書のコピー（TOEFL, TOEIC, IELTS, DELE 等の受験経験がある場合）
 - ③ 成績証明書
 - ④ スペイン語またはポルトガル語スキル証明書
(スペイン語またはポルトガル語授業の講師によるスペイン語能力認定証)
 - ⑤ JASSO 算出式（日本学生支援機構（JASSO）の奨学金を申請する場合）
- ※①～④は 1 つの PDF ファイルにまとめて、⑤は Excel ファイルにて提出すること（他の形式（画像データ等）では受付不可）。また、各ファイル名にはフルネームを必ず含めること。
- ※④に関して、提出が難しい場合にはその理由をメール連絡すること。

(2) 提出先

下記 UTOS フォルダに提出書類をアップロードの上、筑波トランスパシフィックプログラム事務局のメールアドレス宛に連絡すること。

【UTOS フォルダ】

<https://utos.tsukuba.ac.jp/public/WAZuA15AotAZqe8TAKGb-jFntdqfugWGF0Fpi3wSK2wI>

【筑波トランスパシフィックプログラム事務局のメールアドレス】

latinamerica-pj@un.tsukuba.ac.jp

(3) 提出締切

2026 年 3 月 3 日（火）午前 8：30

※締切を過ぎてからの提出は、いかなる理由があっても受付不可

5. 選考方法

書類選考後、面接選考を実施。

面接の詳細及び日程については、書類選考通過者にメールにて通知予定。

6. 費用

航空券代・海外旅行保険・OSSMA・各種予防接種・空港までの往復交通費・滞在費（宿泊費、食費、

現地交通費等)・雑費・パスポート、査証、ESTA 各申請料及び申請にかかる手数料等

※留学先大学の授業料は不徴収（筑波大学への授業料の納付は必要）

7. 奨学金

(1) 日本学生支援機構（JASSO）奨学金

申請を希望する場合、4. - (1) - ⑤JASSO 算出式を提出すること。

承認された場合、月額 8 万円が給付予定。奨学金支給回数が 6 回以上となる場合は、追加で渡航支援金 1 万円が給付予定（給与所得者の年間収入金額（税込）が 300 万円以下等、一定の家計基準を満たす場合は 16 万円。本件について詳しい確認を希望する場合には申し出ること）。なお、成績評価係数の基準を満たす者（JASSO 算出方法：成績評価係数 2.30 以上）のみ JASSO への申請が可能（成績評価係数は JASSO 算出式に必要なデータを入力することで確認可能）。

※上記規定・条件については 2026 年 1 月時点での状況であり、今後更新される可能性あり。

(2) はばたけ！筑大生、トビタテ！留学 JAPAN 奨学金

申請を希望する場合、自身の責任にて条件等を確認し、応募すること。

※JASSO 奨学金との併願は可能だが、併給は不可。

8. 予防接種

厚生労働省検疫所 FORTH のホームページ等を参照し、自身の責任により受けること。

※予防接種の種類によっては、数回（2～3 回）接種する必要があるものもあるため、なるべく早く医療機関や検疫所で接種するワクチンの種類や接種日程の相談すること。

9. 留意事項

- 1) 選考結果に関する個別の問合せは受け付け不可であることを理解した上で応募すること。
- 2) 派遣内定者として決定後、筑波大学から協定校へ出願手続き（ノミネーション）を行うが、最終的な受入可否の判断は協定校が行うため、本選考結果によって必ず受入れが許可されるものではない旨を了承すること。また、協定校への申請（アプリケーション）やビザ取得等、留学に関わる他のすべての手続きは学生が自身の責任で進めるものであると理解した上で応募すること。
- 3) 協定校で履修した授業の単位が筑波大学の単位として認定されるかは、各教育組織の判断となる。協定校で履修予定の授業については、事前に支援室及び担当教員等とよく相談すること。また、単位認定は自動的には行われないため、帰国後、忘れずに単位認定申請手続きを行うこと。
- 4) 筑波大学での履修計画や卒業要件等、事前にクラス担任・指導教員及びカリキュラム委員の先生等と十分に話し合うこと。応募する前に、必修科目との兼ね合いなど、基本的な履修計画について必ず確認すること。
- 5) 協定校への交換留学は、留学先の履修科目の条件等を満たすため、2 年次以降の応募（3 年次以降での留学）を推奨する。

- 6) 本学学生が海外渡航を行う場合、「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針（学長決定）」において、外務省が発する危険情報及び感染症危険情報が「レベル1（十分注意してください。）」以下である必要がある。渡航先の国・地域が「レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）」以上の場合、特別措置等に定められた手続きでの渡航もしくは取り消し（もしくは延期やオンライン受講）となる。
- 7) 内定後もしくは渡航後であっても、次のような場合は留学中止の勧告を行うことがある。中止勧告による帰国要請等には必ず従うこと。中止となった場合も留学にかかった費用は自己負担となり、大学からの補償等はない旨を了承すること。
 - 学業不振
 - 書類提出等の期限を守らない、必要な手続きを行わない、連絡が取れない等、本学学生として協定校へ留学するにふさわしくないと筑波トランスパシフィックプログラム事務局が判断した場合
 - 有事や世界的感染症の拡大等

【問い合わせ先（原則メールにて問い合わせること）】

筑波大学 学生交流課
筑波トランスパシフィックプログラム事務局
E-mail : latinamerica-pj@un.tsukuba.ac.jp